

「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」（駐車場附置義務条例）の内容のお知らせ

【この条例は建築基準法施行令第9条（建築基準関係規定）第6号「駐車場法第20条」に該当し、建築物の新築、増築又は用途変更<sup>※</sup>を行う際に適用されます。】

※ 用途変更は、大規模の修繕又は大規模の模様替を併せて行う場合が対象です。

＜平成5年4月1日以降の基準＞

（平成29年7月3日に事務所の附置義務台数の基準を緩和）

(1) 適用地区

- ① 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
- ② 周辺地区（市街化区域のうち、上記①及び第一種・第二種低層住居専用地域を除く区域）

※ 計画敷地が、①と②若しくはその他の地域の2以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域に当該建築物があるものとみなします。

(2) 対象建築物

- ① 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域  
特定用途の対象面積<sup>※</sup>と非特定用途の対象面積<sup>※</sup>× $\frac{3}{4}$ の合計が1,500㎡を超える建築物
- ② 周辺地区  
特定用途の対象面積<sup>※</sup>が2,000㎡を超える建築物

※ 対象面積：全体延べ面積からその内に含まれる駐車・駐輪施設の床面積を除いた面積  
(共同住宅の共用部分やエレベーターの昇降路の部分を除くことはできません。)

(3) 駐車場附置義務台数の基準

用 途		附置義務台数の基準	
		駐車場整備地区、 商業地域、近隣商業地域	周辺地区
特定用途	① 百貨店その他の店舗	150㎡ごとに1台	250㎡ご とに1台
	② 事務所、その他の特定用途 <sup>※1</sup>	250㎡ごとに1台	とに1台
非特定用途	③ 非特定用途 <sup>※2</sup>	450㎡ごとに1台	—

※1 その他の特定用途とは、以下の用途が該当

劇場、映画館、演芸場、観覧場<sup>注1</sup>、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、病院<sup>注2</sup>、卸売市場、倉庫、工場

注1 屋外観覧席の部分も含む。 注2 医療法に定める病院、診療所などの施設

※2 非特定用途とは、特定用途以外の用途をいい、以下の用途が該当

共同住宅、神社、仏閣、各種学校<sup>注3</sup>、介護保健施設、児童福祉施設など

注3 学校教育法第1条に基づく小、中、高等学校、義務教育学校、中等教育学校は対象外

(4) 駐車場附置義務台数の算定方法（小数点以下、切り上げ）

① 新築する場合

左記(3)①～③の用途ごとに（対象面積÷附置義務台数の基準）を計算し、合計した台数

② 平成5年4月1日以後に建築されたものを、増築又は用途変更する場合

変更後の建築物をすべて新築したものとみなし算定する。（算定方法は①と同様）

③ 平成5年3月31日以前に建築されたものを、増築又は用途変更する場合

平成5年3月31日以前の附置義務台数<sup>※1</sup>+同年4月1日以後の附置義務台数<sup>※2</sup>

※1 平成5年3月31日時点の状態における台数を当時の基準によって算定（次頁右側参照）

※2 （最終時点を上記①と仮定して算定）－（平成5年3月31日時点を上記①と仮定して算定）

(5) 附置義務駐車場の駐車区画の大きさ・設置割合

附置義務駐車場は、敷地内に以下のとおり設置しなければなりません。

駐車区画の大きさ	設 置 割 合
① 2.5m×6.0m以上（普通自動車用）	附置義務台数のうち30%（小数点以下は切り上げ）
② 3.5m×6.0m以上（車椅子利用者用）	特定用途を有する建築物の場合は、①のうち最低1台設置
③ 2.3m×5.0m以上（小型自動車用）	残りの台数（附置義務台数－①）

注 駐車場法施行令第15条の規定により国土交通大臣が認めた特殊な装置を用いる駐車施設（機械式駐車場）で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと認められる場合は、区画の大きさの規定は適用しません。

(6) 緩和措置

- ① 対象面積が6,000㎡未満の建築物
- ② 事務所用途部分の対象面積が10,000㎡を超える建築物
- ③ 新たな「駐輪場」の整備促進策による緩和

設置届出書の2枚目

又は

駐車場附置義務台数

計算(Excel)

を参照

→ 次頁の左側を参照

(7) 事務の主な流れ（計画変更も同様の手続きが必要となります。）

- ① 建築確認申請に併せ、駐車施設設置（変更）届出書を当課へ提出（正副2部）
- ② 当課で届出書を確認後、副本を返却
- ③ 建築物の完了検査に併せ、検査予約（電話可）をしていただき、現地を確認  
なお、届出及び完成については、指定確認検査機関等と事務連絡をしております。

## <平成 30 年 1 月 1 日に追加される新たな緩和措置>

(新たな「駐輪場」の整備促進策)

### (1) 対象建築物

広島市自転車等の放置の防止に関する条例によって、駐輪場の附置義務が課せられる施設（近隣商業地域又は商業地域内にある以下の用途の施設で、対象面積が一定規模を超えるもの）

- ・ 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗
- ・ 銀行その他の金融機関
- ・ 遊技場
- ・ 専門学校又は各種学校
- ・ 事務所

### (2) 緩和内容

駐輪場附置義務台数を超える駐輪区画を 5 台分設ける場合、駐車場附置義務台数\*を 1 台低減することができます。

※ 前頁(6)①②の緩和の規定が適用される場合は、適用した後の台数

### (3) 緩和上限

駐車場附置義務台数の 10 分の 1

### (4) 手続

- ① 附置義務を超える駐輪場の整備を明示した「自転車等駐車場設置（変更）届出書」を提出（提出先：各区役所（農林）建設部 維持管理課）
- ② 担当課の確認後、「自転車等駐車場設置（変更）届出書」の副本を受領
- ③ ②の副本の写しを、「駐車施設設置（変更）届出書」に添付して提出（提出先：広島市 道路交通局 自転車都市づくり推進課）

## <参考：緩和の算定例>

延べ面積 9,600 m<sup>2</sup>、店舗等面積 7,150 m<sup>2</sup>の事務所の場合

駐車場附置義務台数  $9,600 \div 250 = 38.4 \Rightarrow 39$  (台) (切り上げ)

駐輪場附置義務台数  $7,150 \div 100 = 71.5 \Rightarrow 71$  (台) (切り捨て)

緩和上限  $39 \times 1/10 = 3.9 \Rightarrow 4$  (台) (四捨五入)

駐輪場を  $(71 + 4 \times 5) = 91$  台分設けた場合、  
附置しなければならない駐車を  $(39 - 4) = 35$  台に減らすことができます。

## <昭和 43 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までに工事着手した既存建築物の基準>

### (1) 適用地区

- ① 駐車場整備地区
- ② 周辺地区（駐車場整備地区外周の概ね 1,200m 以内の地区）※ 特定の範囲です。詳しくはお尋ねください。

### (2) 対象建築物

- ① 駐車場整備地区
  - ・ 特定用途の対象面積が 2,000 m<sup>2</sup>（下限値）を超える建築物
  - ・ 非特定用途の対象面積が 3,000 m<sup>2</sup>（下限値）を超える建築物  
駐車場整備地区の混合用途（特定用途と非特定用途が複合しているもの）の場合は、(特定用途の対象面積 + 非特定用途の対象面積  $\times 2/3$ ) を対象面積とし、特定用途の基準を適用します。
- ② 周辺地区  
特定用途の対象面積が 3,000 m<sup>2</sup>（下限値）を超える建築物

### (3) 駐車場附置義務台数の基準

用 途	附置義務台数の基準	
	駐車場整備地区	周辺地区
① 特定用途	300 m <sup>2</sup> ごとに 1 台	450 m <sup>2</sup> ごとに 1 台
② 非特定用途	450 m <sup>2</sup> ごとに 1 台	—

### (4) 駐車場附置義務台数の算定方法

(対象面積 - 上記(2)の下限値)  $\div$  上記(3)の附置義務台数の基準

### (5) 附置義務駐車場の駐車区画の大きさ

2.5m  $\times$  6.0m 以上（普通自動車用）

注： 特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと認められる場合は適用しません。

お問合せ先

広島市役所 道路交通局 自転車都市づくり推進課  
TEL 082-504-2349 (直通)  
FAX 082-504-2379 (〃)